夫立ち会い分娩に関する説明書

立ち会い分娩をご希望の場合は、以下の事項に同意と厳守をしていただく必要がございます。 万が一、立ち会った方のコロナ陽性が判明した場合は、院内感染や分娩の取り扱い中止など、 重大な事態となる可能性がありますので、ご協力宜しくお願いいたします。

立ち会いは、分娩準備開始から児が出生し医師が出産後の処置を開始するまでの間に限定します。

- 1. 妊娠 35 週以降、ご主人は健康観察シート(事前にお渡しする同意書の裏面)の記載をし、 入院時にご持参ください。
- 2. 下記に該当する場合は立ち会い分娩不可となります。
 - ・ 立ち会い分娩の前 2 週間の間に 37℃以上の発熱や有症状(呼吸器症状、味覚・嗅覚の 異常、関節痛、筋肉痛等)の場合
 - ・ 2週間以内に新型コロナウィルス感染症濃厚接触者と保健所から指定された場合
 - · 2週間以内に感染流行地域との往来をした場合 (感染流行地域とは蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言下の地域をさします)
- 3. 妊娠35週以降は、同居家族以外の方との会食は極力お控えください。
- 4. 同居する家族、職場、子どもの学校などで新型コロナウィルス、インフルエンザ、ノロウィルス等の感染症が発生した場合はスタッフにお知らせください。
- 5. 分娩室入室時に、ご主人にご連絡いたします。来院しましたら、スタッフステーションにお声がけ下さい。分娩室前デイコーナーでお待ちいただきます。
- 6. 分娩の準備を始める頃にご主人に分娩室に入室していただきます。
- 分娩室入室時は、手指消毒をしてサージカルマスク、ガウンを着用していただきます。
- 8. 分娩の進行状況によって、出産に間に合わないことがあります。
- 9. 分娩進行中に処置が必要となった場合は、退出をお願いすることがあります。
- 10. 立ち会い分娩終了後は速やかにご帰宅をお願いいたします。
- 11. 立ち会い分娩をされた方は、産後の 15 分間面会の対象外となります。